

デザインガイド

禁止する広告物

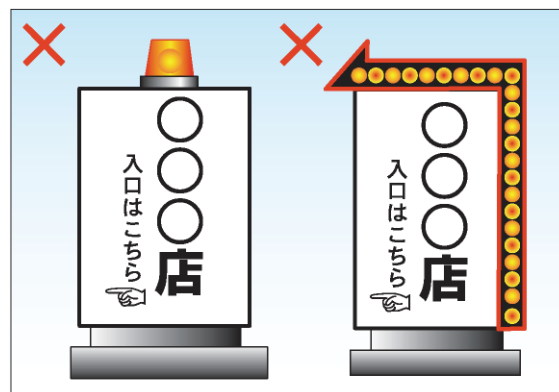
■ 屋上屋外広告物の設置禁止

良好なスカイラインを形成し、美しい都市景観を創出するため、屋上に設置する屋外広告物を、市内の全域で禁止しています。



■ 点滅式照明・可動式照明の禁止

点滅式照明や可動式照明（回転灯等、照射する光が動くもの）については、刺激的で強い光を放つなど都市の景観に支障をきたすため、屋外広告物への使用を市内の全域で禁止しています。



高さの規制

高さの一般原則

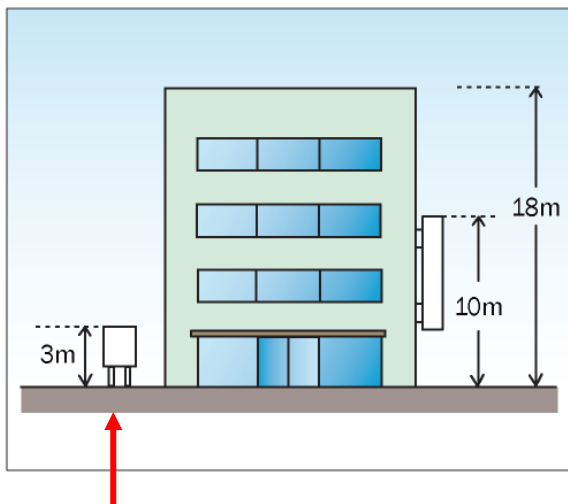
地域特性や建築物の高さに応じて、表示できる高さの基準を定めています。

- 1 袖看板や壁面平付け看板などの、建築物に定着する屋外広告物を表示できる高さ（規制高さ）は、次のA、Bのうちどちらか低い方になります。

- A それぞれの地域に応じて定めた高さの基準
B 建築物等の高さの $\frac{2}{3}$ の高さ（ $\frac{2}{3}$ の高さが 10m 以下の場合は 10m）

ただし、「京都市眺望景観創生条例」に規定する眺望空間保全区域においては、屋外広告物の高さの上限は上記 A、B に加え、当該条例で規定する建築物等の最高部の標高以下とする必要があります。

（具体例）



（例）第4種地域にある、高さ 18m の建物の場合

- A 第4種地域における高さ基準 = 10m
B 建物高さの $\frac{2}{3}$ ($18\text{m} \times \frac{2}{3}$) = 12m

$$A(10\text{m}) < B(12\text{m})$$

よって、規制高さは **10m**

- 2 広告塔や多本支柱型の看板等の独立型屋外広告物についても、それぞれの地域に応じて表示可能な高さの基準を定めています。（広告物の形態によって高さの基準は異なります。）

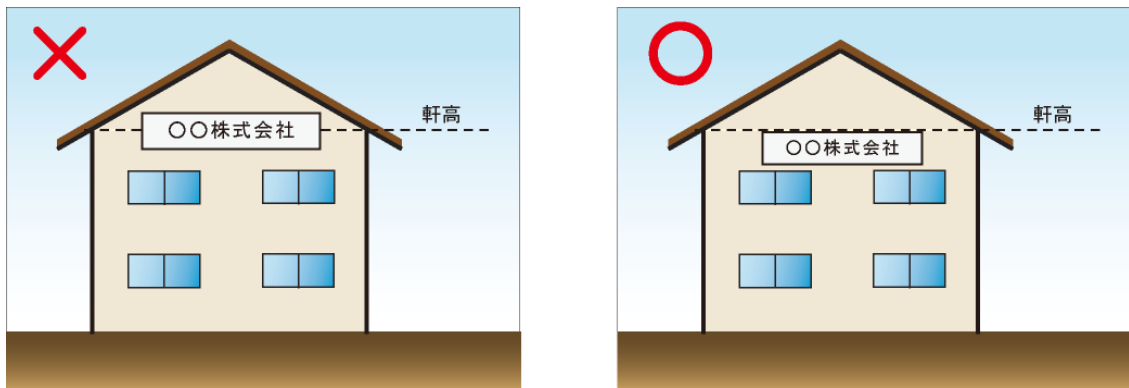
（高さ規制の例）

規制区域 （一部抜粋）	袖看板や 壁面平付け看板等	広告塔や 多本支柱型の看板
	規 制 高 さ	
第1種地域	4m	3m
第4種地域	10m	3m
第7種地域	20m	6m

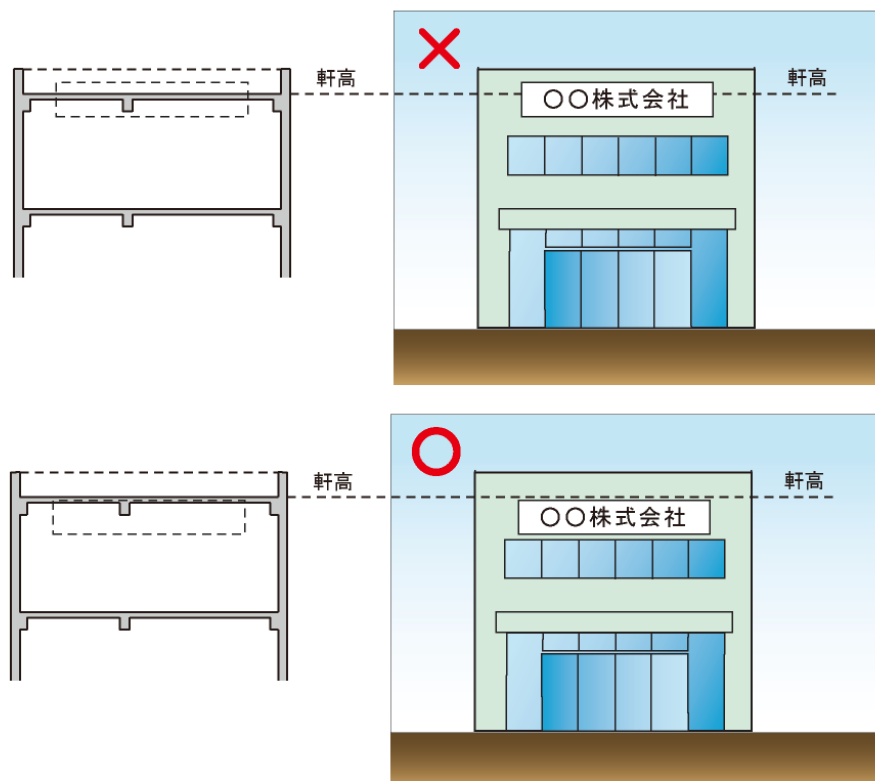
なお、建築物の壁面に定着する屋外広告物の場合、上記の規制高さ以下であっても、建物の軒の高さを超えて表示することはできません。

軒の高さは構造によって異なりますので御注意ください。

(1) 切妻屋根の例（小屋組で屋根を支えている場合）



(2) 陸屋根の例（鉄筋コンクリート造の場合）



一般的に、パラペットは軒の高さを超えることとなりますので、屋外広告物の設置はできません。

■ 高さ規制の緩和措置

1 切り文字広告

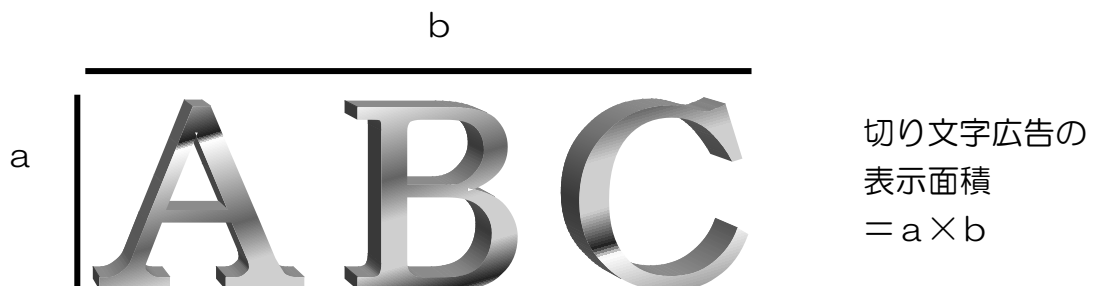
一定の要件を満たした屋外広告物（切り文字広告）については、規制高さを超えて表示することができます。主な基準は以下のとおりです。

自己の氏名、名称、商号、事業所名又は建築物等の名称その他これらに類するものを表示するものであること。
建築物の高さ以下に表示し、又は設置するものであること。（ <u>建築基準法上、高さに含まれない屋上部分の塔屋には表示することができません。</u> ）
軒の高さを超える位置に設置する場合は、当該軒の高さに対する当該屋外広告物の高さが、それぞれの地域に応じて定める割合以下であること。
形状が文字の部分の形状とおおむね同一であること。（切り文字広告であること。）
建築物等に塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
照明付きのものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ・照明の色が1色(白色又は淡色)であること。 ・当該屋外広告物が遮光性のものであり、かつ、照明装置が当該屋外広告物の裏面又は背後の壁面に取り付けられていること。 ・照明装置が道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（以下、「公共用空地」という。）から容易に見えないこと。
表示面の幅が、その定着する部分の壁面等の幅の2分の1以下であること。
屋外広告物の色彩が、定着する建築物等の色彩と不調和でなく、かつ、落ち着いた色彩であること。（マンセル値 ^(※) が次に掲げる基準に適合すること。） ・Y,YR : 彩度10以下 ・その他 : 彩度 8以下
屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

※ マンセル値については、2-16をご参照ください。

切り文字広告とは広告面板が無く、文字のみで構成された広告物を指します。（チャンネル文字、箱文字とも呼ばれます。）

切り文字広告が壁面に並んでいる場合、表示面積は下図のように外接の長方形の面積として算出します。

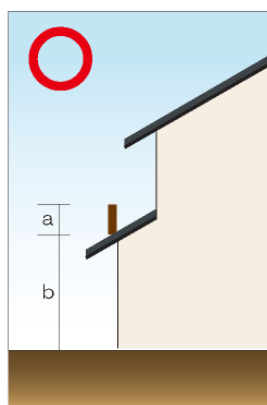
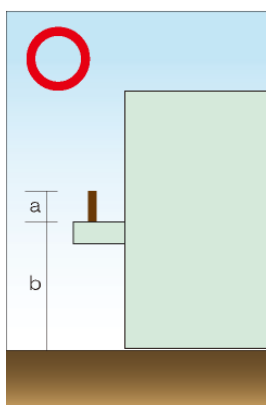


2 ひさし看板

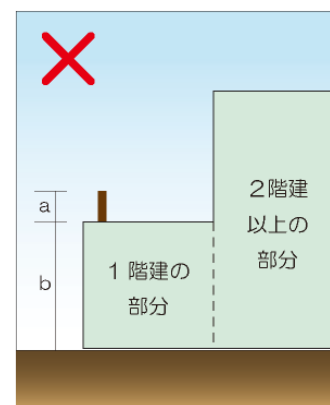
一定の要件を満たした屋外広告物（ひさし看板）については、屋根、軒又はひさしの上に設置することができます。主な基準は以下のとおりです。

地階を除く階数が2以上ある建築物の 1 階の屋根、軒又はひさしに設置するものであること。（※）
定着する屋根等の面の高さに対するひさし看板等の高さの割合（下図の a/b）が、それぞれの地域に応じて定める割合以下であること。
表示面の最下部が、定着する屋根等より下にならないこと。
2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。
形状が横長であること。
可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
照明付きのものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。
・照明の色が 1 色(白色又は淡色)であること。 ・照明装置が道路、公園、広場その他の公共用空地から容易に見えないこと。
脚部その他これに類するものが公共用空地から容易に見えないこと。
屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
意匠がけばけばしいものでないこと。
屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

※ 階数が2以上の建築物の部分が大幅にセットバックしている場合等（下図右）には適用されません。



軒ひさしが壁面より前面
に出ている場合
ひさし看板



階数が2以上の建築物の部分
がセットバックしている場合
屋上看板

面積の規制

表示率の規制

表示率とは、壁面面積（2-2で算出した規制高さを超える部分を除く。）に対する屋外広告物面積の割合を指し、次のように算定をします。

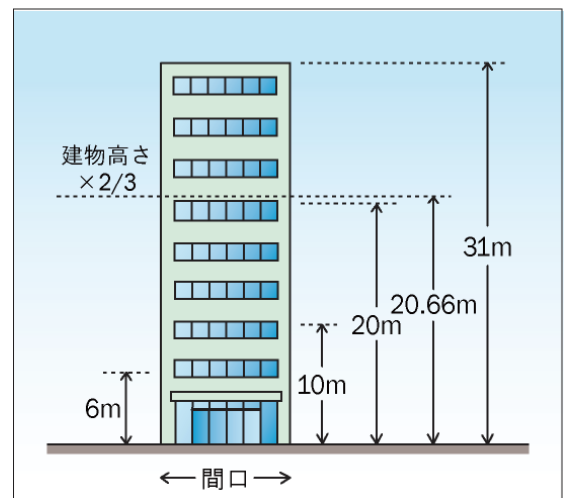
- 1 建築物の高さが10mを超える場合、表示率を建築物高さの10m以下と10m超に分けて算定します。なお、高さ10mを超える部分は表示率の制限を強化します（5%縮減）。

* 10mのラインをまたぐ屋外広告物がある場合、表示率の算出をする際には、10mより上にある範囲の面積と10mより下の範囲にある面積に分けて考えます。



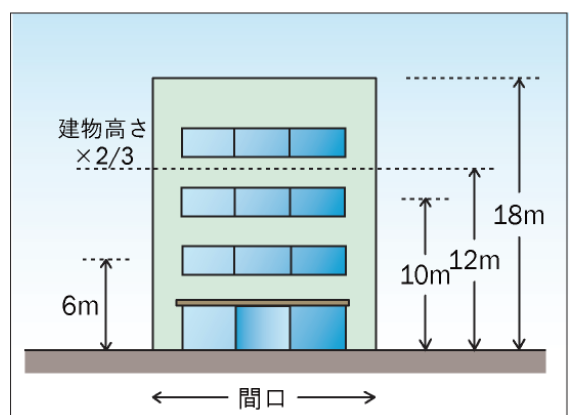
（例1）建物高さが31mの建物（右図）の場合

規制区域 （一部抜粋）	規制 高さ	表示できる屋外広告物の面積	
		10m以下	10m超
第2種 地域	6m	間口×6m の面積に対して 15%以下	—
第4種 地域	10m	間口×10m の面積に対して 20%以下	—
第7種 地域	20m	間口×10m の面積に対して 25%以下	間口×10m の面積に対して 20%以下



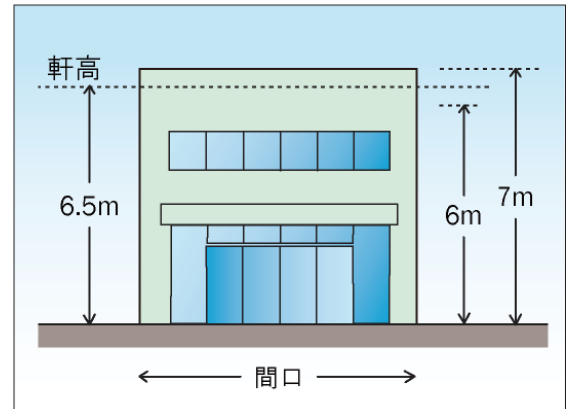
（例2）建物高さが18mの建物（右図）の場合

規制区域 （一部抜粋）	規制 高さ	表示できる屋外広告物の面積	
		10m以下	10m超
第2種 地域	6m	間口×6m の面積に対して 15%以下	—
第4種 地域	10m	間口×10m の面積に対して 20%以下	—
第7種 地域	12m	間口×10m の面積に対して 25%以下	間口×2m の面積に対して 20%以下



(例3) 建物高さが7mの建物(右図)の場合

規制区域 (一部抜粋)	規制 高さ	表示できる屋外広告物の面積
第2種 地域	6m	間口×6m の面積に対して 15%以下
第4種 地域	7m (※)	間口×7m の面積に対して 20%以下
第7種 地域	7m (※)	間口×7m の面積に対して 25%以下



※ ただし、軒高を超えて屋外広告物を表示することはできません。(2-3参照)

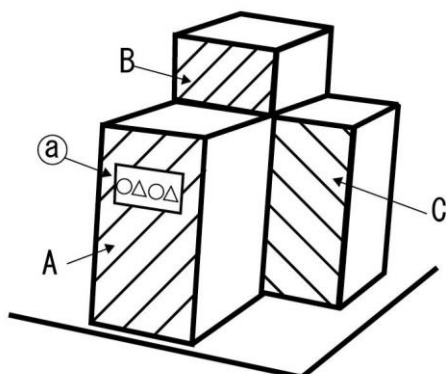
2 アーケードがある場合、表示率をその上下に分けて算定します。

(例) 表示率25%の地域、規制高さ10m以上の建築物での具体例

表示できる屋外広告物の面積	
アーケード下	アーケード上
間口×アーケード天端の高さ の面積に対して 25%以下	間口×(10m-アーケード天端の高さ) の面積に対して 25%以下



3 同一建築物の同方向の壁面であっても、(建築物がL字形である等により) 一体に見えない場合は、それぞれの壁面ごとに表示率を算定します。



表示率の制限が25%の地域の場合

①の面積/壁面Aの面積 ≤ 25/100
(表示率の上限)

(壁面B, Cは、屋外広告物が定着する壁面Aと一体に見えないため対象外)

■ 総面積の規制

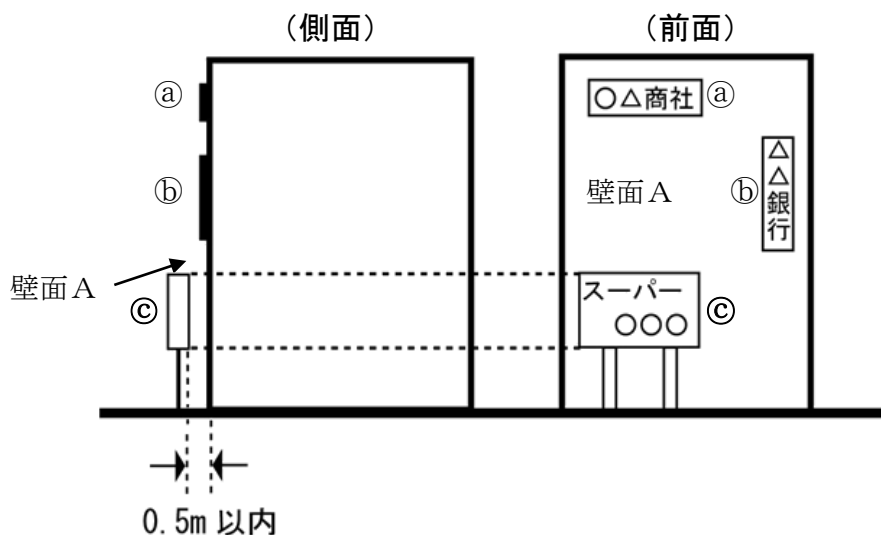
地域の景観特性に応じて 1 壁面の総面積の上限及び敷地内の総面積の上限を定めています。

(総面積規制の例)

規制区域 (一部抜粋)	建築物等定着型屋外広告物	独立型屋外広告物
	1 壁面の総面積の上限	敷地内の総面積の上限
第1種地域	5㎡	3㎡
第4種地域	20㎡	10㎡
第7種地域	—	15㎡

■ 建築物等から0.5m以内に設置される独立型屋外広告物

建築物等から0.5m以内に設置される独立型屋外広告物については、独立型屋外広告物の総面積の制限に加えて、建築物等定着型屋外広告物の総面積と表示率の規制の対象とします。



(例) 表示率の上限が20% (20/100), 総面積の制限が20㎡の地域の場合

$$\text{表示率について} : \frac{\text{①～③の面積の合計}}{\text{壁面 A の面積}} \leq 20/100$$

$$\text{総面積について} : \text{①～③の面積の合計} \leq 20 \text{ ㎡}$$

■ 壁面（敷地）が複数の規制区域にまたがる場合

表示率及び総面積の規制は、それぞれの規制区域に存する壁面（敷地）の部分ごとに基準を満たす必要があります。

ただし、総面積の規制については、それぞれの規制区域の基準に加え、壁面（敷地）全体が、最も規制の緩い地域の基準を満たす必要があります。

（例）第2種地域（第2種）と沿道型第2種地域（沿2種）にまたがる壁面に存する定着型屋外広告物の場合（AとBの両方を満たす必要があります。）

(A) 表示率の算定

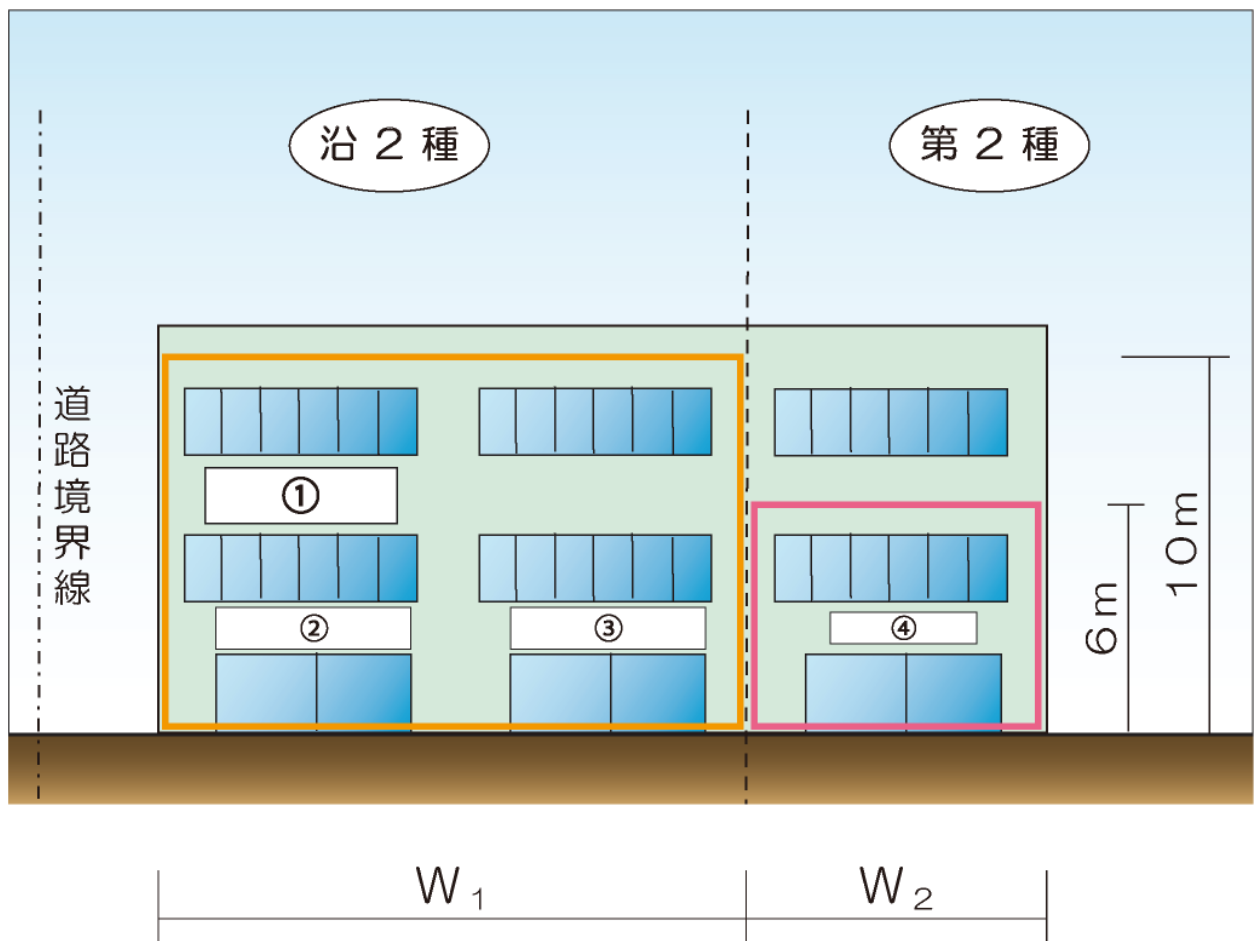
$$\text{第2種の範囲} : \frac{\text{④の面積}}{W_2 \times 6\text{m}} \leq 15/100$$

$$\text{沿2種の範囲} : \frac{\text{①～③の面積の合計}}{W_1 \times 10\text{m}} \leq 20/100$$

(B) 総面積の算定

$$\text{第2種の総面積} : \text{④の面積} \leq 5 \text{ m}^2$$

$$\text{沿2種の総面積} : \text{①～④の面積の合計} \leq 20 \text{ m}^2$$



■ 1 個当たりの面積の規制

広告物 1 個当たりの面積の上限を定めています。それぞれの規制区域や広告物の種別によって面積の上限は異なります。

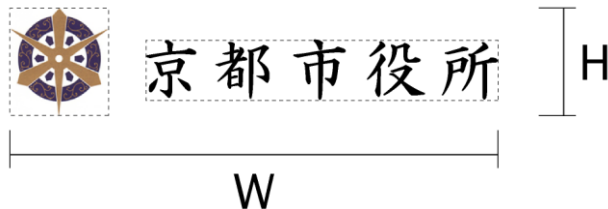
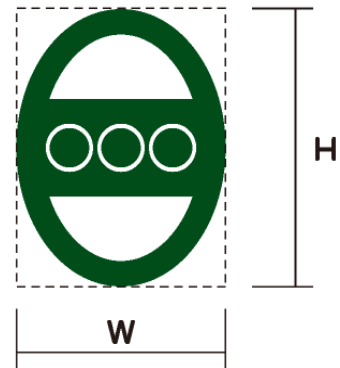
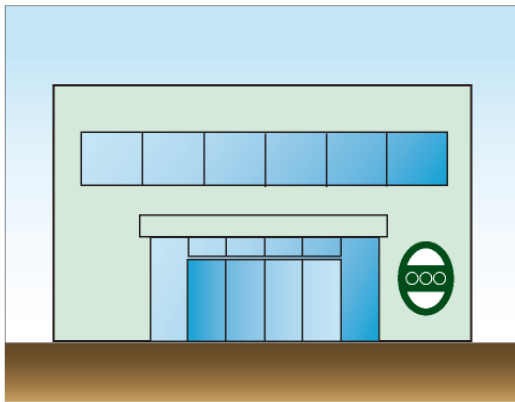
(1 個当たり面積規制の例)

規制区域 (一部抜粋)	建築物等定着型屋外広告物	独立型屋外広告物 (多本支柱型の場合)
	1 個当たりの面積制限	1 面当たりの面積制限
第 1 種地域	3㎡	1.5㎡
第 4 種地域	15㎡	5㎡
第 7 種地域	50㎡	8㎡

■ 面積の算定方法

- 1 長方形以外の形状の屋外広告物について
原則として外接する長方形の面積として算定します。

$$\text{表示面積} = H \times W$$



2 袖看板の小口面について

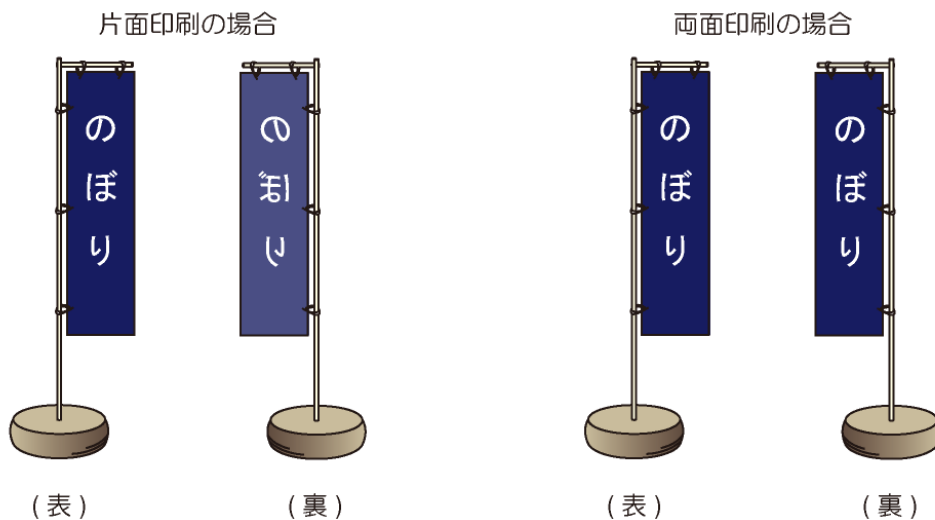
小口面に広告物の表示がある場合は、小口面の面積も、広告物の面積に算入されます。

なお、右図のように、袖看板の小口面に禁止色のラインを表示する場合も表示面に含まれます。(この際、小口面についても表示面の色彩の基準を満たす必要があります。色彩について、詳しくは2-16以降を御参照ください。)



3 のぼりの面積について

のぼりについては、片面に印刷されている場合も裏から表面の表示内容が分かるため、片面印刷、両面印刷にかかわらず両面に表示がなされているものとして面積を算定します(片面の面積の倍)。ただし、ナイロン地等まったく透けない素材を用いる場合はこの限りではありません。



形態等の規制

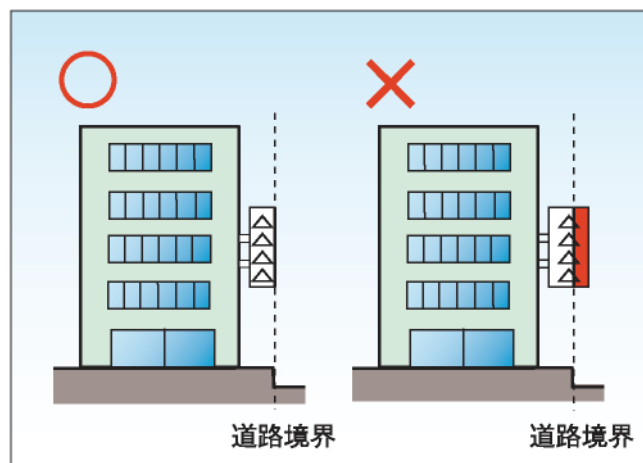
道路突出の禁止

田の字地区の幹線沿道（※１）や眺望景観に配慮する必要がある沿道（※２）における建築物の壁面に設置された袖看板や支柱型屋外広告物等については、通り景観の阻害要因となるため道路（四条通にあっては建築線を越える部分）上空への突出を禁止します。（※３）

各沿道の規制を受ける範囲の詳細については、窓口の縦覧図やインターネットの都市計画地図で確認してください。

（※１）御池通（堀川通～河原町通）、四条通（大宮通～河原町通）、
五条通（堀川通～河原町通）、堀川通（御池通～六条通）、
烏丸通（竹屋町通～六条通）、河原町通（御池通～六条通）

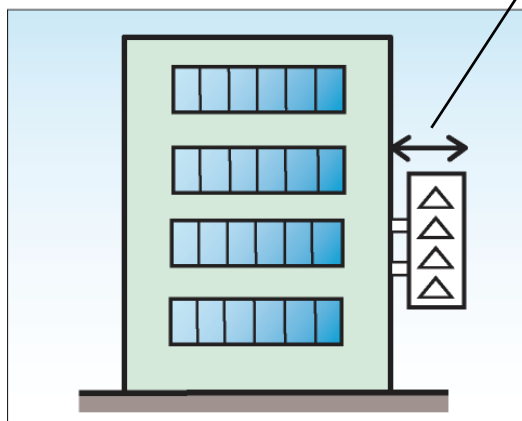
（※２）北山通（北山大橋～白川通）、白川通（北山通～御蔭通）、
北大路通（西大路通～大徳寺通）、西大路通（北大路通～丸太町通）



（※３）アーケードに定着するものや高さ4m以下の看板等は道路突出が認められます。

袖看板等の出幅の規制

袖看板等の出幅については、1m又は1.5m以内に制限しています。

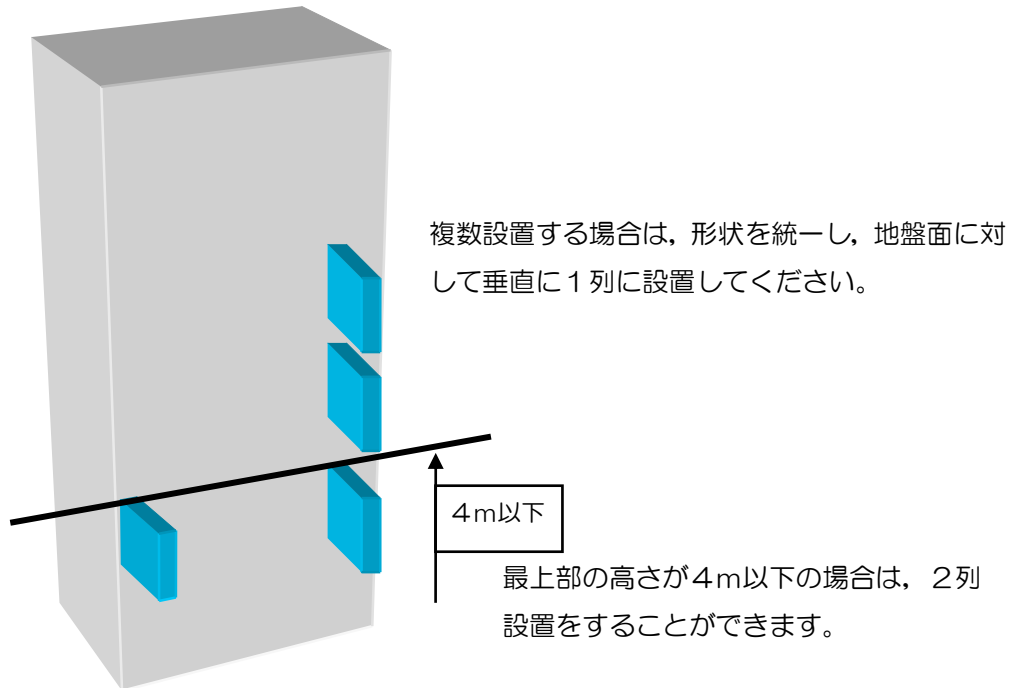


出幅とは、壁面から袖看板の
端までの距離を指します。

■ 袖看板等の2列設置の禁止

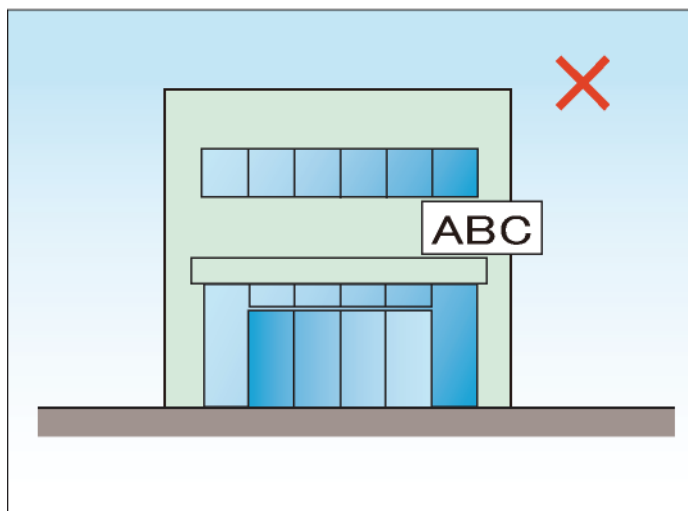
袖看板等を1壁面に複数設置する場合は、形状を統一し、地盤面に対して垂直に1列に設置する必要があります。

ただし、最上部の高さが4m以下の場合、2列設置をすることができます。



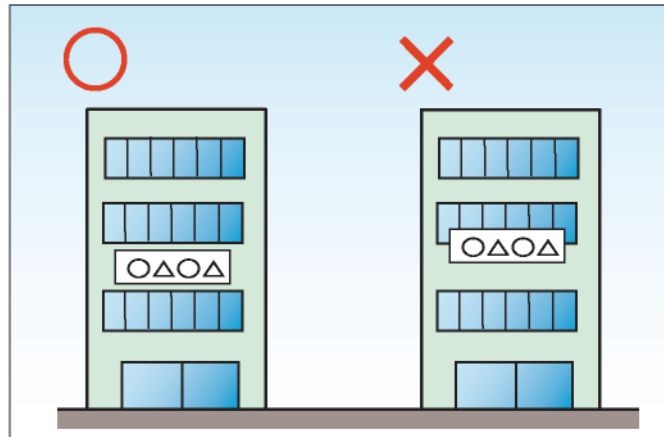
■ 壁面はみ出しの禁止

壁面等からはみ出して屋外広告物を表示することはできません。



■ 開口部に関する規制

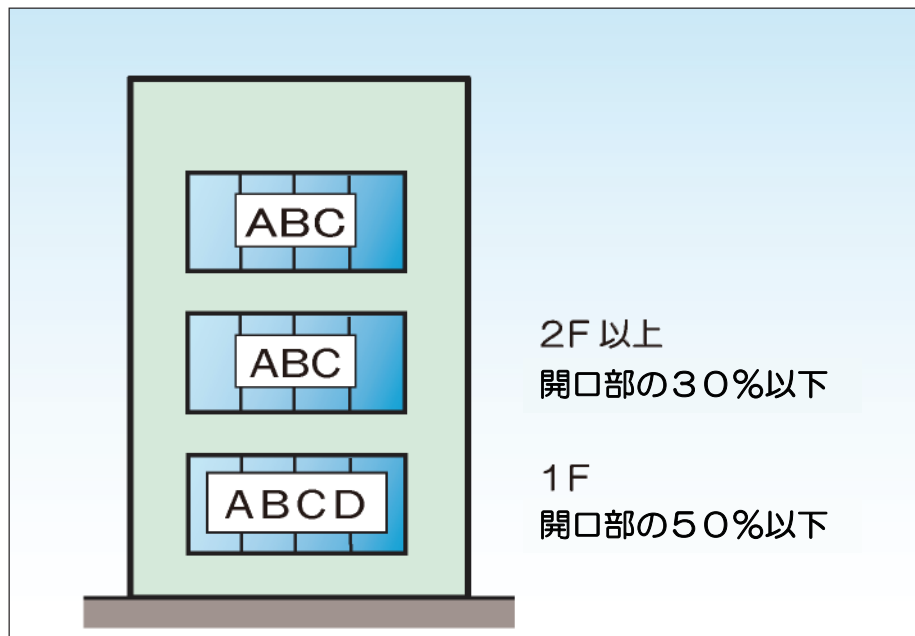
- 1 開口部と壁面にまたがる屋外広告物は建築物のデザインを阻害するため、禁止しています。



2 開口部に表示できる面積の規制

屋外広告物等をガラス窓等の開口部に表示する場合、一定の面積規制があります。この面積規制についてはガラスの内外を問わず同じです。

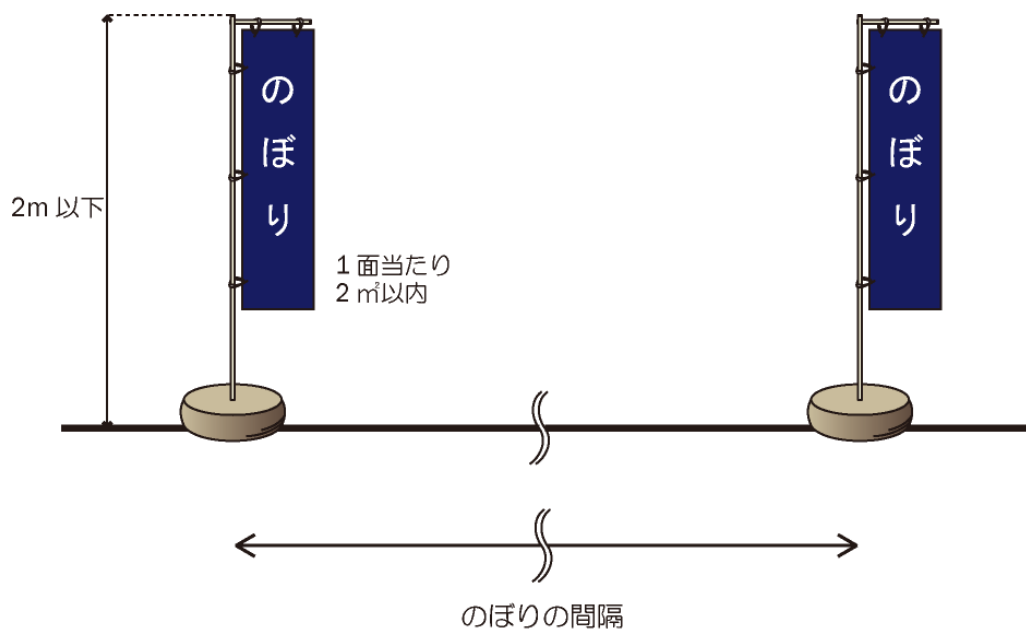
建築物の1階部分に表示するか、2階以上に表示するかによって表示可能な面積の基準が異なります。建築物の1階以下については開口部の50%以下、2階以上については開口部の30%以下まで表示することができます。



■ のぼりの設置について

のぼりについては、高さや面積の他、設置の間隔及び区画内の総面積が決まっています。

規制区域 (一部抜粋)	区画内における他の のぼりとの距離	区画内におけるのぼりの総面積
第1種地域	10m	2㎡
第4種地域	10m	4㎡
第7種地域	5m	8㎡



色彩・意匠等の規制

屋外広告物の色彩に関する規制の概要

定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和な屋外広告物を表示することはできません。

屋外広告物規制区域の種別に応じて、特定の色を表示面に使用できる面積割合等の基準を定めています。

マンセル値について

マンセル値とは、色を数値で表現する方法の一つであるマンセル・カラー・システムによって表記された色を表す値をいいます。

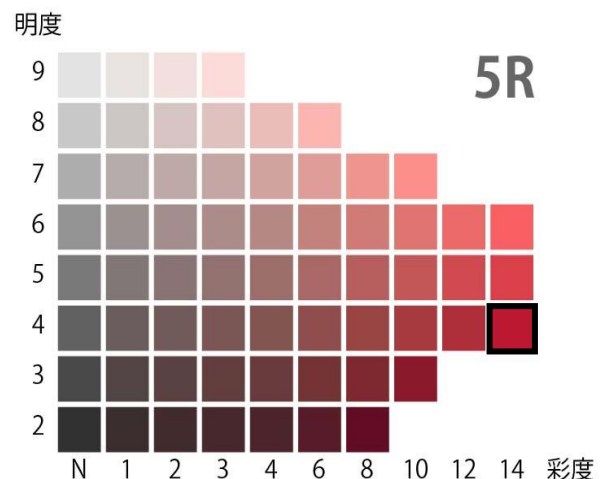
マンセル・カラー・システムでは、色を色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）で表記し、色相、明度、彩度の順に並べることとしています。（例えば、色相が5R、明度が4、彩度が14の色は、「5R 4 / 14」と表記されます。）

本市では、屋外広告物の色彩基準に、マンセル値を用いています。

- ・ 色相：1～10の数字と記号（赤はR、黄赤はYR、黄はYなど）で表示
- ・ 明度：0（完全暗黒）から10（完全純白）の数字で表示
- ・ 彩度：0（無彩色）から始まる数字で表示



マンセル色相環



彩度と明度の関係（色相5Rの場合）
5 R 4 / 1 4

※注 当ガイドラインに表示する図の色はあくまで参考であり、正確なマンセル値を表すものではありません。

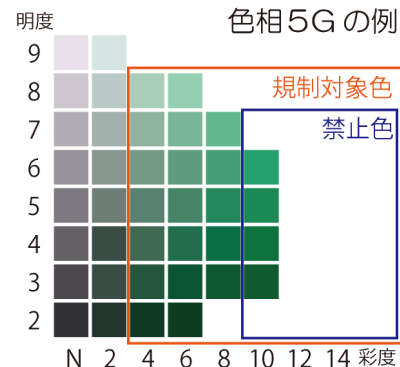
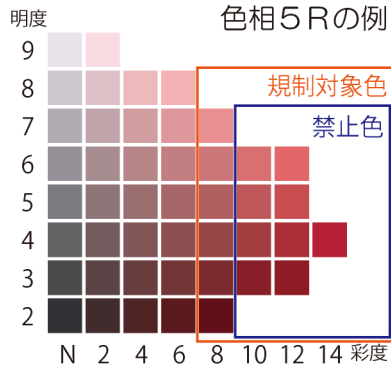
■ 規制区域ごとの色彩の基準

1 第1種地域、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域

(1) 規制対象色及び禁止色

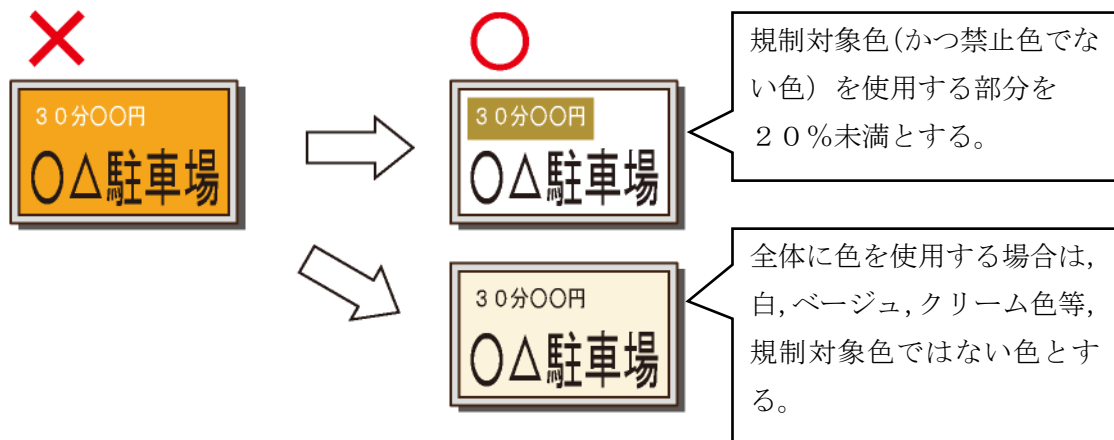
マンセル値の彩度が、それぞれ下表に掲げる数値を超える色をいいます。

	色相がRである色	色相がY Rである色	色相がYである色	その他の色
規制対象色	6	6	4	2
禁止色	8	10	10	8



(2) 下地等（※）の色彩の基準

規制対象色を使用する部分の面積割合が20%未満であることとします。また、禁止色を使用することは出来ません。



（※）「下地等」とは、表示面のうち、文字又は記号（以下「文字等」という。）を除く部分をいいます。（地色や、図形、文字等の背景色、写真やイラストの部分等が該当します。）

(3) 文字等の色彩の基準

文字等の色彩は、下地等の部分と調和するようにしてください。

特に太い文字や大きい記号に禁止色を使用する等、けばけばしい色彩である場合は、当該部分と、(2)に定める規制対象色を使用する部分との合計（以下「規制対象面積」という。）を、表示面の30%未満かつ1立面あたり（独立型屋外広告物の場合は1区画あたり）1㎡以下であることとします。

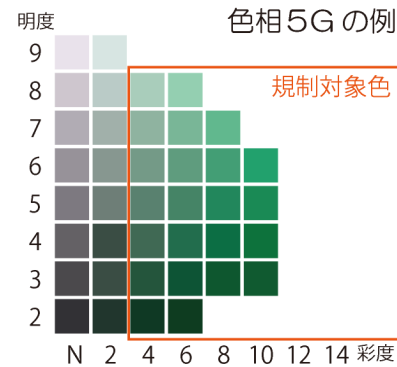
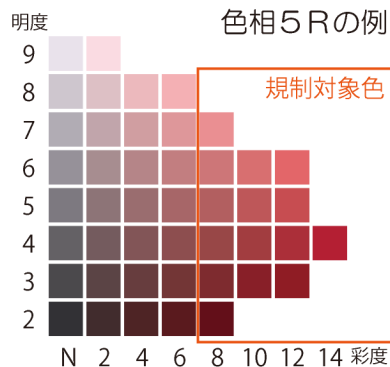
なお、禁止色はできるだけ使用を避けてください。

2 第2種地域，第3種地域，沿道型第1種地域，沿道型第1種地域特定地区，沿道型第2種地域，沿道型第2種地域特定地区及び沿道型第3種地域特定地区

(1) 規制対象色

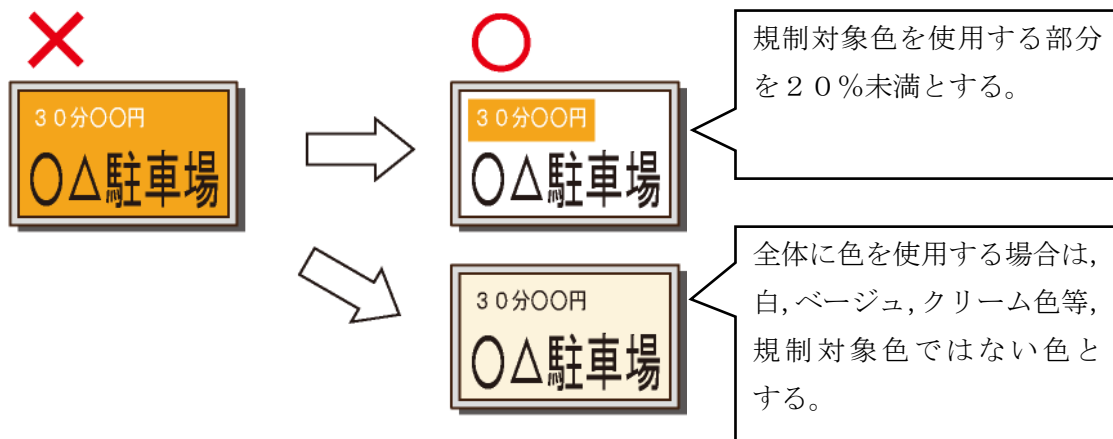
マンセル値の彩度が，下表に掲げる数値を超える色をいいます。

	色相がRである色	色相がY Rである色	色相がYである色	その他の色
規制対象色	6	6	4	2



(2) 下地等の色彩の基準

規制対象色を使用する部分の面積割合が20%未満であることとします。



(3) 文字等の色彩の基準

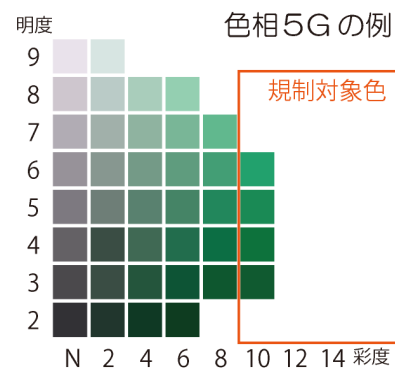
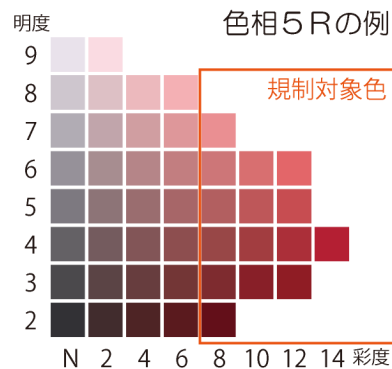
文字等の色彩は，下地等の部分と調和するようにしてください。特に太い文字や大きい記号に禁止色を使用する等，けばけばしい色彩である場合は，当該部分と，(2)に定める規制対象色を使用する部分との合計を，表示面の30%未満とします。

3 第4種地域，第5種地域，沿道型第3種地域，沿道型第4種地域特定地区及び沿道型第5種地域特定第1地区

(1) 規制対象色

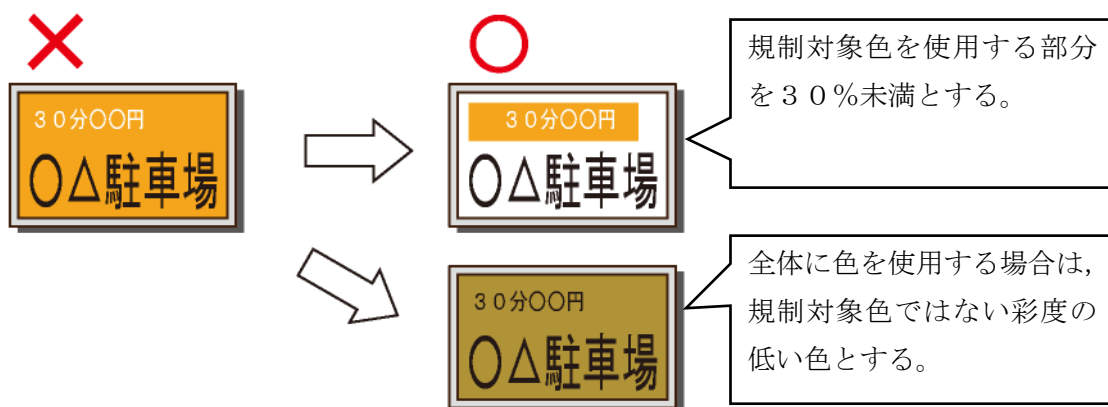
マンセル値の彩度が，下表に掲げる数値を超える色をいいます。

	色相がRである色	その他の色
規制対象色	6	8



(2) 下地等の色彩の基準

規制対象色を使用する部分の面積割合が30%未満であることとします。



(3) 文字等の色彩の基準

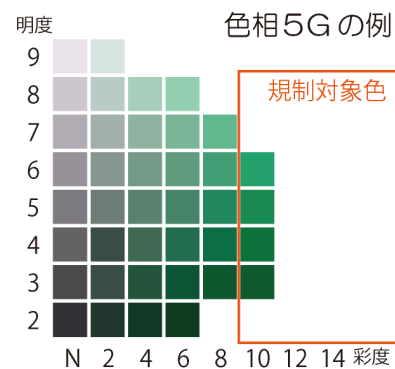
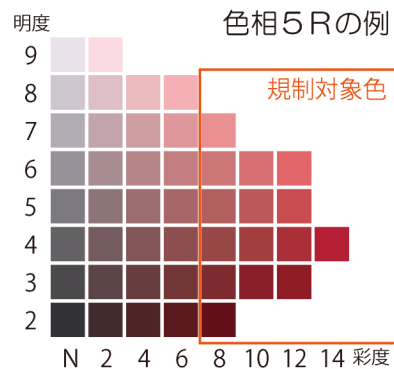
文字等の色彩は，下地等の部分と調和するようにしてください。特に太い文字や大きい記号に禁止色を使用する等，けばけばしい色彩である場合は，当該部分と，(2)に定める規制対象色を使用する部分との合計を，表示面の40%未満とします。

4 第6種地域，第7種地域，沿道型第4種地域，沿道型第5種地域，沿道型第5種地域特定第2地区及び沿道型第6種地域

(1) 規制対象色

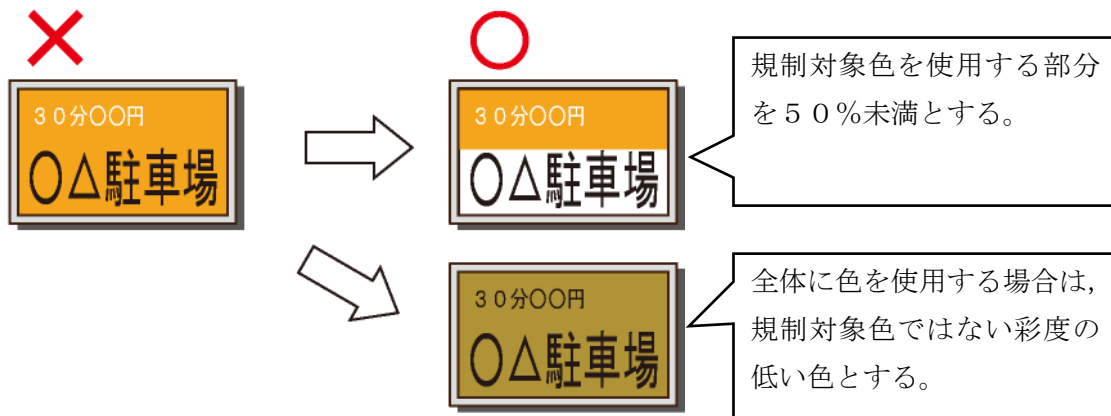
マンセル値の彩度が，下表に掲げる数値を超える色をいいます。

	色相がRである色	その他の色
規制対象色	6	8



(2) 下地等の色彩の基準

規制対象色を使用する部分の面積割合が50%未満であることとします。



(3) 文字等の色彩の基準

文字等の色彩は，下地等の部分と調和するようにしてください。特に太い文字や大きい記号に禁止色を使用する等，けばけばしい色彩である場合は，当該部分と，(2)に定める規制対象色を使用する部分との合計を，表示面の50%未満とします。

■ 複数の面板からなる屋外広告物の色彩について

複数の面板からなる屋外広告物について、規制対象色の使用可能割合は以下のよう
に算出します。（規制対象色30%未満の地域の例）

（例1）複数の面板の間に隙間がある場合

（あ）面と（い）面は別々のものとして考えます。

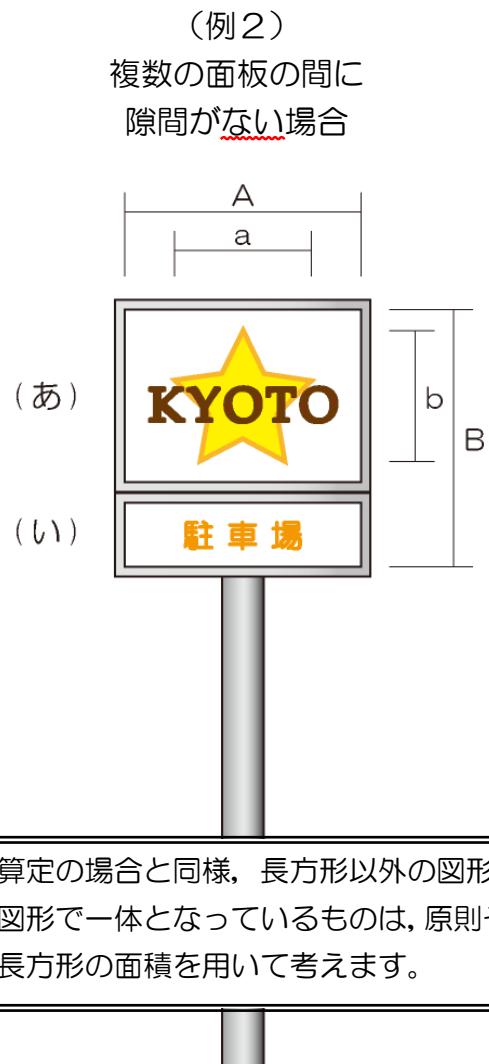
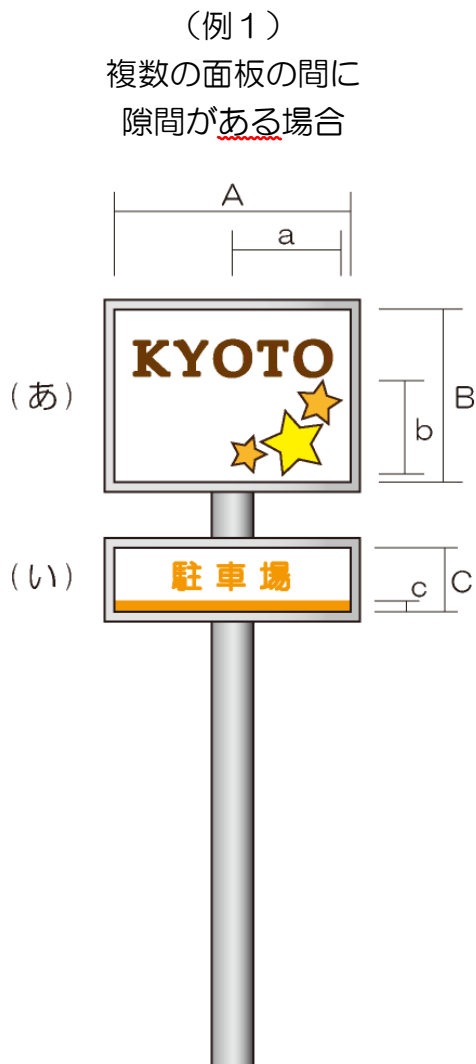
$$\text{（あ）面} \quad : \quad \frac{a \times b}{A \times B} < 30/100$$

$$\text{（い）面} \quad : \quad \frac{A \times c}{A \times C} < 30/100$$

（例2）複数の面板の間に隙間がない場合

（あ）面と（い）面は一体のものとして考えます。

$$\text{面一体} \quad : \quad \frac{a \times b}{A \times B} < 30/100$$



面積の算定の場合と同様、長方形以外の図形や、
複数の図形で一体となっているものは、原則その
外接の長方形の面積を用いて考えます。

■ 色彩基準の例外

- 1 着色されていない木又は石の色は、規制対象色又は禁止色とはみなしません。
- 2 次に掲げるものは、下地等の色彩の基準又は文字等の色彩の基準にかかわらず、表示することができます。
 - (1) 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠のもの
 - (2) 表示が、公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるもの
 - (3) 低い位置に付けられる小さなもの（次の基準を満たすこと。）

規制区域	基準
第1種地域、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域	ア 最上部の高さが4m以下であること。 イ 1の立面（独立型屋外広告物にあっては区画。以下同じ。）における最上部の高さが4m以下の屋外広告物（※）の規制対象面積の合計が0.5㎡以下であること。
第2種地域、第3種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、沿道型第3種地域特定地区、沿道型第4種地域特定地区、沿道型第5種地域特定第1地区	ア 最上部の高さが4m以下であること。 イ 1の立面における最上部の高さが4m以下の屋外広告物（※）の規制対象面積の合計が1㎡以下であること。
第4種地域、第5種地域、第6種地域、第7種地域、沿道型第3種地域、沿道型第4種地域、沿道型第5種地域、沿道型第5種地域特定第2地区及び沿道型第6種地域	ア 最上部の高さが4m以下であること。 イ 規制対象面積が1㎡以下であること。 ウ 他の屋外広告物に隣接していないこと。

※ 下地等の色彩の基準及び文字等の色彩の基準を満たすもの又は上記(1)若しくは(2)に該当するものは除きます。

■ 掲出物件（※）の色について

掲出物件の色は無彩色やこげ茶、クリーム色等の低彩度の色を原則とします。下表に掲げる色については、けばけばしい色彩となるため使用しないでください。

彩度		
黄赤（YR）	黄（Y）	その他
10を超える色	10を超える色	8を超える色

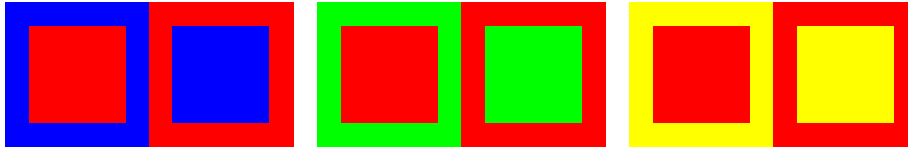
※掲出物件とは、広告塔、広告板その他の屋外広告物を掲出するために設置する物件をいいます。

■ 色の組合せについて

複数の色彩を使用する場合は、けばけばしいものにならないように、色の組合せや使用する面積に配慮してください。

＜けばけばしい色の組み合わせの例＞

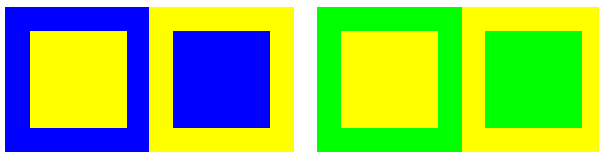
・彩度の高い色を使用した補色等の組合せ



赤と青

赤と緑

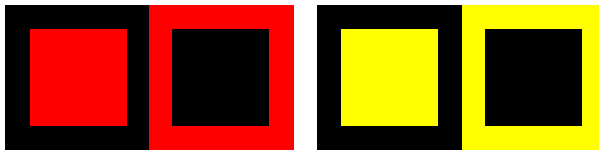
赤と黄



黄と青

黄と緑

・黒と彩度の高い黄又は赤の組合せ



赤と黒

黄と黒

■ 写真・絵画について

写真、絵画等については、建築物のデザインや景観への影響が大きいため、屋外広告物への使用はできるだけ避けてください。やむをえず、写真、絵画等を表示する場合、以下の要件があります。

- 写真、絵画等を表示した屋外広告物の高さの上限を原則10mとします。
- 1個当たりの面積の上限を原則10㎡以内とします。
- 1個当たりの面積が10㎡を超える場合、以下の要件のいずれにも適合していることとします。
 - ① 10㎡を超える写真、絵画等の面積が、1個当たりの面積の上限の1/2以内で、かつ、それらの合計が、表示率の上限の1/2以内
 - ② 写真、絵画等を表示した1個当たり10㎡を超える屋外広告物の数が1壁面当たり2個以内
- 意匠が定着する建築物等又は周囲の町並み景観と調和していること。
- 表示面の色彩の基準を満たすこと。（写真等の部分については、原則としてその全てを規制対象色とみなします。）

可変表示式屋外広告物の規制

電光ニュース板や電光広告板、デジタルサイネージのように、常時表示の内容を変えることができる屋外広告物を可変表示式屋外広告物（以下「可変表示式」という。）といい、以下のような規制があります。

- ・次に掲げる地域では表示できません。

第1種地域、第2種地域、第3種地域、第4種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域

- ・1個当たりの面積の上限を定めています。

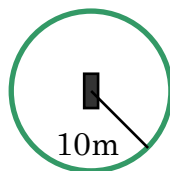
（1個当たり面積規制の例）

規制区域	建築物等定着型屋外広告物※	独立型屋外広告物 （多本支柱型の場合）
（一部抜粋）	1個当たりの面積制限	1面当たりの面積制限
第5種地域	5㎡	1㎡
第7種地域	10㎡	2㎡

※突出型の屋外広告物に設置する場合は0.5㎡以内

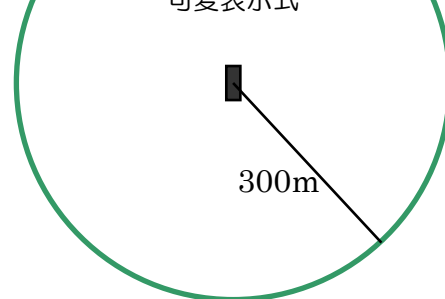
- ・近くに他の可変表示式がある場合は設置・表示ができません。

面積が2㎡以内の
可変表示式



周囲10mに他の可変表示式がある場合は、設置することができません。

面積が2㎡超の
可変表示式



周囲10mに他の可変表示式又は周囲300mに2㎡を超える他の可変表示式がある場合は、原則として設置することができません。

可変表示式の色彩

表示内容が自由に変わるものについては、原則としてその全てを規制対象色部分とみなします。ただし、電光ニュース板等、文字又は記号のみを表示するものについてはこの限りではありません。



条例第 11 条第 1 項第 6 号に規定する地域

第 1 種地域、第 2 種地域、歴史遺産型第 1 種地域、歴史遺産型第 2 種地域及び特定の鉄道や道路から 100m の範囲で市長が指定をした地域については、その場所に自己の事務所や事業所と関係のない屋外広告物を表示する、いわゆる「他社広告」の設置を禁止しています。規制を受ける範囲の詳細については窓口の縦覧図やインターネットの都市計画地図で御確認ください。

この区域において表示可能なものは、①自家用屋外広告物②管理用屋外広告物③面積 1 m²以下の案内用屋外広告物のいずれかです。

特定屋内広告物の規制

1 特定屋内広告物とは

特定屋内広告物とは、建築物の窓等の開口部に設けられた窓ガラス等の内側に、直接・間接的に常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物をいいます。具体的には、窓ガラスの内側からポスターやシートを貼り付ける場合や、ガラスを隔てた建築物の内側等に文字等を表示する場合、それらは特定屋内広告物になります。

なお、建築物の2階以上については、建築物の窓ガラス等の内側であっても、屋外の公衆に表示する広告物を設置するための内壁等を設けて屋内に広告物を設置する場合、当該内壁等を外壁とみなして、屋外広告物の規定を適用する場合があります。

2 届出制度

建築物の1の立面における特定屋内広告物の面積の合計が5㎡を超える場合、事前に京都市長への届出が必要となります。

3 規制内容

特定屋内広告物については、開口部に表示できる面積の規制と色彩の規制がかかります。

(1) 面積

窓ガラスの部分に表示する場合、建築物の1階以下については開口部の50%以下、2階以上については開口部の30%以下

(2-14 2「開口部に表示できる面積の規制」と同様です。)

(2) 色彩

広告物の下地の色の彩度が下表の数値以下である必要があります。また、建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和なものは表示できません。(屋外広告物の色彩基準を満たすものについては、表示することができます。)

色相がY,YRである色	その他の色
10	8